

令和8年1月1日廃棄

留 第 6 4 0 号

令和6年3月27日

関 係 各 所 属 長 殿

留 置 管 理 課 長

弁護人等の面会時における通信機器の取扱いについて（通知）

府下の複数の警察署において、弁護人が刑事訴訟法第81条（交通権の制限）の規定により接見等禁止決定がなされている被留置者との面会中に自己が所持する携帯電話機のスピーカー機能を使用して被留置者の知人と通話させたり、手紙をスマートフォンで撮影し外部の第三者に送信するなどの事案が発生しました。これらの行為は、接見等禁止決定の主旨を逸脱するものであり、また、留置施設の保安上の支障や通謀、罪証隠滅等、様々な問題が生ずるおそれがあります。そこで、弁護人又は弁護人となろうとする者（以下「弁護人等」という。）が被留置者と面会をする際に所持する通信機器の取扱いについては次のとおりとするので、対応に誤りのないようお願いします。

1 運用開始日

令和6年4月1日

2 対象者

府下の留置施設に留置されている被留置者の弁護人等

3 対象物品

カメラ等の撮影機能付き通信機器（携帯電話機、スマートフォン、タブレット等）

ただし、被留置者の陳述の録取等に使用するパーソナルコンピューターについては対象から除外します。

4 取扱要領

被留置者に面会を求めてきた弁護人等に対し、前記3に記載の対象物品の所持の有無を確認し、所持している旨の回答がなされた場合は、府下における現状及び保管措置の協力を求めている旨を伝えた上で、次のとおり対応してください。

(1) 弁護人等が保管の求めに応じた場合

別添資料のとおり。

(2) 弁護人等が保管の求めに応じない場合

弁護人等の拒否等により、面会室内に通信機器を持ち込むこととなった場合は、弁護人等に対し「面会中の面会室内での通話及び撮影を禁止している。」旨を説明して理解と協力を求めるとともに、保管の求めに応じなかった状況を大阪府警察留置業務取扱規程に規定する別記様式第7号「被留置者面会簿（II弁護人等用）」の

備考欄に記録してください。

(3) 一部の通信機器の面会室内への持込み要望を受けた場合

例えば、弁護人等から「タブレット型のノートパソコンを使っており、被留置者の陳述を錄取する際に使うので、面会室に持ち込みたい。」など、一部の通信機器を面会室内に持込みたい旨の申出を受けた場合には、前記(2)と同様の対応をお願いします。

(4) 面会途中に面会室内での通信機器の使用の申出を受けた場合

留置担当者が弁護人等に使用目的を確認した後、保管ケースを解錠し、留置担当者立会いの下、弁護人等が保管ケースから通信機器を取り出してください。

その後、使用の目的が『通話又は撮影』であれば、弁護人等に対し「面会中は面会室内での通話及び撮影を禁止している。」旨を説明し、面会室外で使用するよう求めしてください。ただし、撮影目的の場合は、大阪府警察庁舎管理規程第7条第4号の規定により、庁舎内で撮影する行為を行おうとする者の立入りを認めていないことから、庁舎内の撮影は認めないようお願いします。

なお、面会室外での通信機器の使用時間が長時間にわたる場合には、一旦、被留置者を居室に戻してください。

また、使用の目的が『通話又は撮影以外』(例えば、被留置者とのスケジュール確認作業等)であれば、弁護人等に対し「面会中は面会室内での通話及び撮影を禁止している。」旨を説明した上で、面会室内での使用を認めてください。

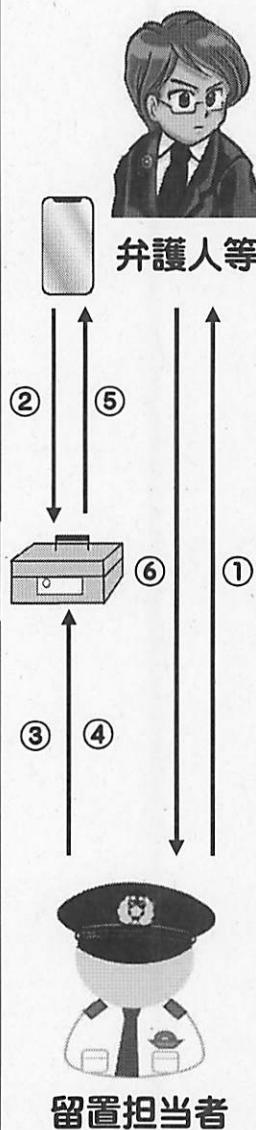
5 留意事項

保管についてはあくまでも任意的な措置であることを認識し、保管を強制するような言動をするなどして事後に紛議が生じないよう、特に留意してください。

以 上

(この係 [REDACTED])

弁護人等の面会時における通信機器の保管要領



面会の受付終了後、弁護人等を面会室まで同行
携帯電話機等の通信機器の所持の有無を確認

面会前

- ① 通信機器を所持している弁護人等に対し、通信機器の保管を求める（あくまで任意）
- ② 弁護人等が通信機器を保管ケースに収納
- ③ 留置担当者が保管ケースを施錠

面会中

- 保管ケースは面会室内に置いておく

【面会中に使用要望の申出を受けた場合】

- ※ 使用目的を確認後、留置担当者が保管ケースを解錠し、弁護人等が通信機器を取り出す
- ※ 通話又は撮影目的～面会室内での使用不許可（なお、撮影については庁舎内不可）
- ※ 通話又は撮影以外の目的～「面会室内での通話及び撮影の禁止」を説明し使用許可
- ※ 面会室外での使用が長時間にわたる場合は、一旦、被留置者を居室に戻すこと

面会後

- ④ 留置担当者が保管ケースを解錠
- ⑤ 弁護人等が保管ケースから通信機器を取り出す
- ⑥ 入院証、リモコンキーを回収

弁護人等の面会時における通信機器の保管要領

面会前

1

弁護人等



留置担当者が、通信機器を所持している弁護人等に対し、通信機器の保管を求める。

2

留置担当者が、保管ケースを開ける。

3

弁護人等が、通信機器を保管ケースに収納する。
※緩衝材を利用して下さい。

4

留置担当者が保管ケースを施錠する。

※鍵は、警察官が保管する。
※面会中に、通信機器が必要であれば、警察官に申し出るよう教示する。

面会後

1

弁護人等が、面会終了の旨を警察官に連絡する。

2

留置担当者が、保管ケースを解錠する。

3

弁護士等が、保管ケースから通信機器を取り出す。

注意事項

- 保管は、あくまでも任意であるが、その趣旨を説明し、協力を求める。
- 面会途中の通信機器の使用(通話)は、面会室外で使用するよう求める。
- 庁舎内での撮影は認めない。
(大阪府警察庁舎管理規程第7条第4号)